

直近5年間の社会福祉士試験の出題分析を元に、試験に出題される可能性の高い科目・論点順に学習します。

● LECオリジナル 出る順論点テキスト

※『出題論点表』は例年11月頃に公開します



講座の特徴

- 1 教材の科目は、本試験で出題頻度の高い論点順に並べ替えて掲載しています。出題数の少ない科目は後回しにすることで試験直前期に効率的に勉強することができます。
- 2 各科目内でも合格に必要な理解必須の論点だけに絞り込みました。重要度の低い内容は取り扱いません。



LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

科目：ソーシャルワークの基礎と専門職(出題数 6/120)

1 **社会福祉士の義務** **重要度 A (毎回)**

論点 1

社会福祉士の義務 (秘密保持の義務、信用失墜行為の禁止、連携等)

社会福祉士の義務等に関する次の記述について適切なものには○、不適切なものには×をつけてください。

- 1 秘密保持の義務は、社会福祉士でなくなった後においては適用されない。 ()
- 2 業務を行う上で主治医の指示を受けなければならない。 ()
- 3 社会福祉士でなければ社会福祉士の名称を用いて業務を行ってはならない。 ()
- 4 信用失墜行為の禁止の内容として、所属組織の信用を傷つける行為をしては含まれる。 ()
- 5 資質向上の責務として、相談援助に関わる後継者の育成をしなければならない。 ()

過去問チェック
第35回問題 91, 第34回問題 91, 第33回問題 91, 第32回問題 91

まずは○×問題で知識を確認

関連する過去問もチェックしておこう。

合格のために覚えるべき箇所は、「公式」としてまとめました。覚えるべきところが明確になり、勉強にメリハリがつけます。

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

解説

- 1 × 不適切である。秘密保持の義務は、社会福祉士でなくなった後においても適用される。秘密を持つ人の利益を守る必要性は、社会福祉士でなくなった後でも同様だからである。
- 2 × 不適切である。業務を行う上で主治医の指示を受ける義務はない。
- 3 ○ 適切である。社会福祉士は、**名称独占**の資格なので、社会福祉士でなければ社会福祉士の名称を用いて業務を行ってはならない。なお、**業務独占**の資格でない点に注意。
- 4 × 不適切である。信用失墜行為の禁止の内容は、社会福祉士の信用を傷つけるような行為の禁止である。**所属組織の信用**を傷つける行為は、**含まれない**。
- 5 × 不適切である。社会福祉士は、自身の相談援助に関する知識や技能の向上に努める義務がある。しかし、相談援助に関わる**後継者を育成する義務はない**。

公式 No.1 → この問題は毎回出題される。重要点を下記にまとめるので必ず覚えて欲しい。

社会福祉士の義務	
社会福祉士の業務	・登録を受け名称を用いて専門的知識、技術をもって生活上の問題を抱える者の相談に応じ、福祉サービスを提供する者又は 医師などの保健医療サービスを提供する者との連絡及び調整 、援助を行うことを業とする者。
誠実義務	・社会福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って (所属先の立場ではない) 、誠実にその業務を行わなければならない
信用失墜行為	・社会福祉士は、社会福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。なお、 所属組織の信用 を傷つける行為の禁止は、 含まれない 。
秘密保持義務	・社会福祉士は、正当な理由(例えば虐待の通報等)がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。 社会福祉士でなくなった後においても同様 とする。
連携	・社会福祉士は、その業務を行うに当たって福祉サービス及び関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。なお、 主治医の指示に従うという規定はない 。
資質向上の責務	・社会福祉士は、社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に対応するため、相談援助に関する知識および技能の向上に努めなければならない。なお、 資格更新や後継者育成に関する規定はない 。
名称の使用制限	・社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない(名称独占資格)。
認定社会福祉士等	・認定社会福祉士制度は、社会福祉士資格を取得後、5年以上の実務経験や一定の研修受講から高い実践力や専門性を認定する制度、 5年毎の資格更新制 で、認定社会福祉士認証・認定機構の研修を受講する必要がある。

※上記は、社会福祉士テキストの内容です。